

公有地の先買い制度に御協力を

公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出及び申出について



制度のあらまし

県や市町村等が、住みよい街づくりをするために必要な道路、公園、学校などの公共用地を計画的に取得することを目的として、昭和47年に「公有地の拡大の推進に関する法律（公拡法）」が制定されました。

この法律には、

- ①土地の所有者が一定の要件を満たした土地を売買などするときは、知事（土地が市の区域内に所在する場合は市長）に事前に届け出ること（**届出制度**）、
- ②土地の所有者が一定の要件を満たした土地を県や市町村等に対して買取りを希望するときは、知事（土地が市の区域内に所在する場合は市長）に申出ができること（**申出制度**）

の2つの制度が設けられており、届出・申出を受けて県や市町村等がその土地を公共施設の整備等に必要なものと判断したときは、土地の所有者と協議を行い、合意に至ればその土地を買取らせていただくというものです。

なお、本県では愛知県事務処理特例条例に基づき、全ての町村長にこの法律に関する権限を移譲しておりますので、届出・申出については、土地が所在する市町村長へ御提出ください。

こんな場合には届出が必要です

土地の所有者が、次のような一定の要件を満たした土地を売買や交換などにより有償で譲渡しようとするときは、契約を結ぶ前にその旨を市町村長（裏表紙参照）に届け出る必要があります。

対 象 と な る 土 地		面積要件
都市計画区域内	次に掲げる土地を一部でも含む土地 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画施設 ※ の区域内にある土地 ・道路法に基づく道路、都市公園法に基づく都市公園、河川法に基づく河川等の区域として決定された区域内にある土地 ・特定土地区画整理事業のうち知事が指定し公告したもの、住宅街区整備事業又は生産緑地地区の区域内にある土地 	200㎡以上
	一定規模以上の土地	市街化区域 5,000㎡以上
都市計画区域外	都市計画施設 ※ の区域内にある土地を一部でも含む土地	200㎡以上

※「都市計画施設」とは、都市計画法第11条第1項各号に掲げる施設で、道路、公園、上下水道、学校、社会福祉施設等として都市計画に定められたものをいいます。

区域の位置など詳細については、土地の所在する市町村にお問い合わせください。

【 届出を要しない土地 】

次のような土地の場合は、届出の必要はありません。

1	国、地方公共団体などに譲渡する場合
2	重要文化財の指定を受けた土地又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の届出を要する土地の場合
3	都市計画施設又は土地収用法等の事業の用に供するために譲渡する場合
4	都市計画法の開発許可を受けた開発行為に係る開発区域内の土地の場合
5	都市計画法の先買いの対象となる土地の場合
6	公拡法の届出又は申出をした土地で、県、市町村等と協議が成立しなかった等のものについて、譲渡制限期間が経過してから1年以内に届出（申出）者本人が譲渡する場合（ただし、1年以内に届出（申出）者から土地の所有権を取得した者が、有償で譲渡する場合は、届出の対象となります。）
7	国土利用計画法（国土法）の規定による規制区域、監視区域又は注視区域内において、同法に基づく土地取引の許可申請又は事前届出をした場合（ただし、愛知県では現在施行していません。）
8	農地又は採草放牧地の譲渡で、農地法第3条第1項の許可を要する場合

申出をすることもできます

土地の所有者が、県や市町村等の公的機関に対して、次のような一定の要件を満たした土地の買取りを希望するときは、その旨を市町村長（裏表紙参照）に申し出ることができます。

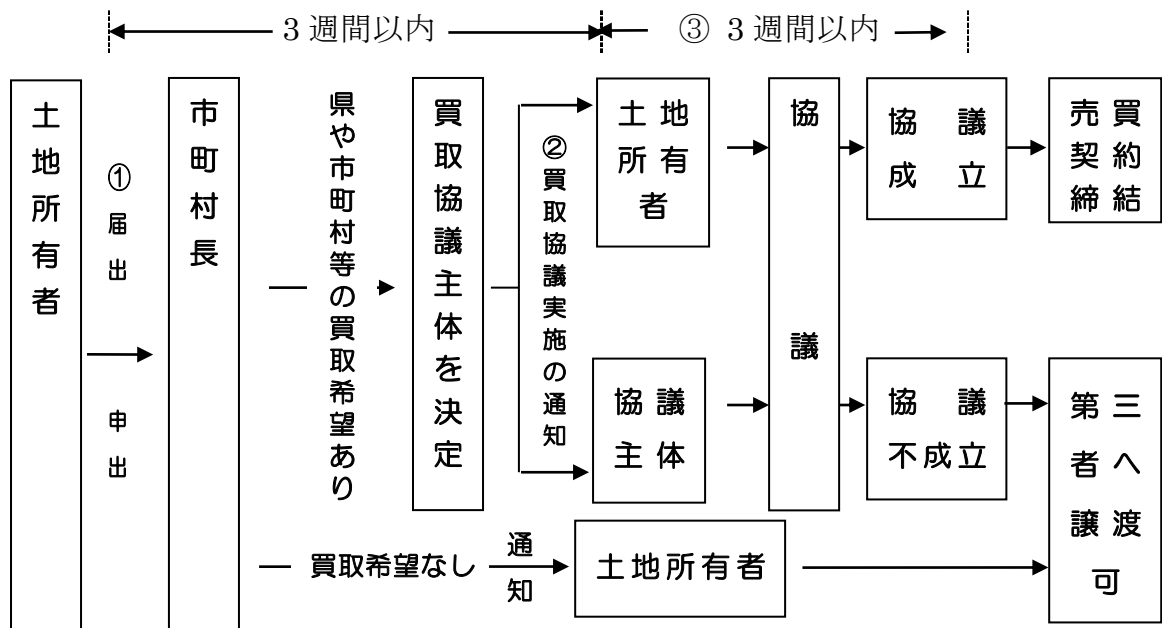
都市計画区域内	100㎡以上の土地 （市については、200㎡以上の場合がありますので土地の所在する市に御確認ください。）
都市計画区域外	都市計画施設の区域内にある土地を一部でも含む200㎡以上の土地

手続の流れ

土地所有者は、譲渡する前に、市町村長（裏表紙参照）あての届出書に必要な書類を添付して、土地の所在する市町村役場へ1部提出してください（①）。

届出を受けた土地について、県や市町村等が公有地として必要と判断した場合は、市町村長は届出がなされた日から起算して3週間以内に買取りの協議をさせていただき旨を通知します（②）。また、この買取協議実施の通知があった日から起算して3週間以内は、他人にその土地を譲渡することはできません（③）。

申出についても同様です。



届出のポイント

届出者 土地の所有者（売買の場合であれば売主）

届出窓口 土地の所在する市町村役場

提出書類 (1)土地有償譲渡届出書 (2)当該土地の位置図（道路地図等）、周辺状況図（住宅地図等） (3)形状を明らかにした図面（公図、実測図）

提出部数 各1部

- * 申出も同様です（ただし、提出書類(1)は土地買取希望申出書になります）。
- * 土地有償譲渡届出書・土地買取希望申出書の様式は、県都市計画課ホームページにも掲載しています。

税制上の優遇措置が受けられます

届出者又は申出者は、協議の成立により、土地を県や市町村等へ売却していただいた場合は、租税特別措置法に基づき、その譲渡所得金額から、1,500万円までの特別控除が受けられます。

- ※ 届出又は申出を行えば、県や市町村等が必ず買取るという制度ではありませんので、御注意ください。

● 詳しくは、土地の所在する市町村へお問い合わせください。

市 町 村 名	電 話 番 号	市 町 村 名	電 話 番 号
名古屋市財政局財政部資産経営戦略室	052-972-2317	岩倉市総務部行政課	0587-38-5804
豊橋市都市計画部都市計画課	0532-51-2622	豊明市行政経営部企画政策課	0562-92-8318
岡崎市財務部行政経営課	0564-23-6034	日進市都市整備部都市計画課	0561-73-2049
一宮市建築部建築指導課	0586-28-8646	田原市都市建設部街づくり推進課	0531-23-3535
瀬戸市都市整備部都市計画課	0561-88-2722	愛西市産業建設部都市計画課	0567-55-7126
半田市企画部企画課	0569-84-0605	清須市企画部企業誘致課	052-400-2911
春日井市まちづくり推進部都市政策課	0568-85-6264	北名古屋市総務部企画情報課	0568-22-1111
豊川市財務部財産管理課	0533-89-2108	弥富市建設部都市整備課	0567-65-1111
津島市市長公室企画政策課	0567-55-9465	みよし市都市建設部都市計画課	0561-32-8021
碧南市総務部資産活用課	0566-95-9870	あま市市長公室企画政策課	052-444-1712
刈谷市企画財政部財務課	0566-62-1006	長久手市市長公室企画政策課	0561-56-0600
豊田市総務部用地審査課	0565-34-6679	東郷町都市環境部都市計画課	0561-56-0747
安城市総務部財政課	0566-71-2210	豊山町企画調整部企画課	0568-28-0913
西尾市産業部商工振興課	0563-65-2158	大口町総務部行政課	0587-95-1699
蒲郡市都市開発部都市計画課	0533-66-1142	扶桑町総務部財政管財課	0587-93-1111
犬山市経営部企画広報課	0568-44-0312	大治町総務部企画政策課	052-444-2711
常滑市総務部総務課	0569-35-5111	蟹江町政策推進室政策推進課	0567-95-1111
江南市都市整備部都市計画課	0587-54-1111	飛島村開発部建設課	0567-97-3464
小牧市建設部用地課	0568-76-1150	阿久比町総務部政策協働課	0569-48-1111
稲沢市建設部用地管理課	0587-32-1374	東浦町建設部道路河川課	0562-83-3111
新城市建設部用地開発課	0536-23-7641	南知多町建設経済部建設課	0569-65-0711
東海市都市建設部用地課	052-603-2211	美浜町産業建設部都市整備課	0569-82-1111
大府市都市整備部建設総務課	0562-45-6232	武豊町建設部都市計画課	0569-72-1111
知多市都市整備部都市計画課	0562-36-2669	幸田町企画部企画政策課	0564-63-5132
知立市企画部企画政策課	0566-95-0114	設楽町企画ダム対策課	0536-62-0514
尾張旭市都市整備部都市計画課	0561-76-8156	東栄町総務課	0536-76-0502
高浜市都市政策部都市計画グループ	0566-52-1111	豊根村地域振興課	0536-85-1312